

令和4年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年10月17日（月）午後2時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 八代海の機船船びき網漁業に係る操業区域拡大について（協議）
⇒ 原案のとおり取り扱うことに決定。
- (3) くるまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
⇒ 意見なし。
- (4) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）
⇒ 意見なし。

3 その他

- (1) まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）
⇒ 意見なし。

令和4年度 第3回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和4年10月17日（月） 午後2時30分～

| 区分 | 氏名 | 出欠 |
|-----------|-----------------------|----|
| 漁業者・漁業従事者 | 〈会長〉 阿久根 金也 | ○ |
| | 〈会長職務代理者第1位〉 中馬 清文 | × |
| | 川畑 三郎 | ○ |
| | 楠田 勇二 | × |
| | 小崎 春海 | ○ |
| | 迫田 洋則 | ○ |
| | 重信 雅彦 | ○ |
| | 田村 眞一 | ○ |
| | 野村 敬司 | ○ |
| 学識経験者 | 〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣 | ○ |
| | 佐野 雅昭 | ○ |
| | 西 一樹 | ○ |
| 立 | 肥後 正司 | ○ |
| | 前田 圭子 | ○ |
| | 前田 祝成 | × |

出席 12
欠席 3

<事務局等>

| 職名 | 氏名 |
|--------------------|-------|
| 事務局長（資源管理監） | 脇田 敏夫 |
| 事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長） | 板坂 信明 |
| 事務局書記（主査） | 上今 達矢 |
| 水産振興課漁業調整係 技術専門員 | 村田 圭助 |
| 水産振興課漁業調整係 水産技師 | 福元 亨介 |
| 水産振興課漁業監理係 技術専門員 | 加治屋 大 |

－令和4年10月17日月曜日 午後2時30分開始－

【開会】

○脇田事務局長

それでは定刻になりましたので、令和4年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員15名中12名の出席をいただいております。

漁業法第145条1項の規定に定めます定数をクリアしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは注意事項ですが、発言は、挙手の上、議長の了解を得て、マイクがお手元に届いてからご発言を行うようお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。早速でございますが、今、事務局長からも注意がありましたように、発言の際は、必ず挙手で私の指名をもって発言していただきたいと思っております。

また、さらなる質問が続く場合にも、挙手してから発言してください。

それと、議事と少し脱線したような話があったり、挙手をしないで横から口を出したりするようなことがございますと、議事録に残さなきゃならないところもありますので、くれぐれもご注意をお願いいたします。

それと本日の第1号議案には、私が関係する県知事許可漁業の申請が含まれておりますので、その際は、柳原委員にその場をお願いしたいと思っておりますので、進行をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入る前に私から議事録署名者を指名することによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、今回は川畑委員と肥後委員をお願いいたします。

引き続き、議事に入ります。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。

県からの説明をお願いいたします。

○脇田事務局長

はい。ただいま議長からお話がありましたとおり、今回に関しまして、阿久根会長の要望する鹿児島県知事許可漁業が含まれてございます。

漁業法第146条において、委員は自己に関する事件につきましては、議事に参与することができないとされてございます。

つきましては、第1号議案につきましては、会長職務代理者である柳原委員を議長といたしますので、柳原委員が議長席へお移りいただき、阿久根会長は傍聴席の方へお移りいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(移動)

○柳原議長

こんにちは。しばらく議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、漁業法第146条ただし書の規定によりまして、委員会の承認があった場合、阿久根会長は参考人として出席できます。

阿久根会長の出席についていかがいたしましょうか。出席でよろしいでしょうか。

(「はい。という声あり。」)

○柳原議長

出席について承認されたということで、阿久根委員については出席はできても、議決に関与することはできません。本条に違反する議決は無効となりますのでご注意ください。

それでは、引き続き県からの説明をお願いします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。座って説明させていただきます。

それでは、議題1につきましてご説明いたします。資料の1となります。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

－諮問文－

水 振 第 4 9 6 号
令和4年10月17日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

資料の2ページをお開きください。今回、2つの漁業について許可したく諮問いたします。

まず、小型機船底びき網漁業についてご説明いたします。

当該漁業につきましては、5件を新規許可したいということで諮問いたします。

小型機船底びき網漁業につきましては、令和3年10月に一斉更新を行いまして、許可を更新したところです。

今年度については、7月に1件の新規許可を行ったところですが、今回新たに月日貝を漁獲対象として、当該漁業に取り組むことで経営の安定を図りたいとして、東町漁協、加世田漁協、県漁協南さつま支所より要望があったものです。

諮問をしますのは、小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種漁業（貝曳網自家用貝曳網漁業であり、いわゆる月日貝曳網漁業です。

操業区域は、野間岬より西の線以北の鹿児島県海域の八代海を除く海域で操業時期等は、表に記載のとおりでございます。

今回、答申が得られましたら、許可は令和6年10月31日までとなります。

なお、当該漁業の現在の許可数は、県全体で42となっております。許可数については、今回の要望を加えますと47隻ということになりますが、令和3年の一斉切替前の50隻を超えていませんので、要望隻数を許可したいと考えているところです。

一方で、これまで月日貝に係るトラブルは、特に聞かれなかったのですが、所属漁協の地先海域での操業から操業範囲が広がっている傾向がございまして、操業トラブルや資源減少を懸念する声が聞こえてきているところでございます。

資源管理の取組状況なんですけど、一部の漁協では1日の操業時間や水揚げ量の制限を行っていますが、海域としての取組はないことから、例えば、業者会を立ち上げて、休漁や保護区などの自主的ルール作りも必要な段階にあるのではと考えているところでございます。

また、今後、月日貝の要望が新たに上がってきた際の対応などの検討も必要となっているところなので、合わせてご意見を賜りたいと考えております。

続きまして、2の機船船びき網漁業についてご説明いたします。

当該漁業につきましては、鹿児島市漁協管内分の許可が満了しますもので、この更新を行うものでございます。

漁業種類については、機船船びき網漁業のうち、さよりひき網漁業で、操業区域は鹿児島市漁協の共同漁業権区域、操業時期は12月1日から4月30日まで、船舶の総トン数・馬力数については定めなしです。

許可隻数については、鹿共第39号の共同漁業権内が4隻、78号の共同漁業権内が2隻となっております。申請期間は記載のとおりです。

許可統数については、前回の更新時より、それぞれ1統2隻ずつ減少しております。

なお、さよりひき網漁業については、鹿児島湾においては、指宿漁協ほか7漁協で営まれておりますが、今回の案件とは1年間ずれてございまして、令和5年12月31日までの許可となっておりますことを申し上げます。説明としては以上でございます。

○柳原議長

それでは、小型機船底びき網漁業、それと機船船びき網漁業の許可について説明がございました。何か意見がございましたら、お願いいたします。

はい、重信委員。

○重信委員

今、県の説明の中で、これから隻数が増えてきたらどうするかっていうことを、この場で決めた方がよろしいのですか。私の個人の意見としては、今まで50隻だったから、それを目処にと思っております。うちの漁協の話すれば、建網が30統なら30統ということで、これ以上に許可があると共倒れになるっていうことで空きが出たら、新たな方に許可を与えるっていう方向でずっと、もう長年やってきてるんですけど、これからまた申請が来たら、無制限に上げるわけには多分いかないと思うから、この場で決めるんですか、そこをちょっと県の方の回答を聞きたいんですけど。

○柳原議長

はい。県からお願いします。

○村田技術専門員

今回は、委員の皆様からどういったお考えがあるか、どういった対応を取るのがいい方向に行くのかということについて、ご意見を賜りたいと思っております。

○柳原議長

はい、重信委員。

○重信委員

はい。だったら、さっき言ったように、私の一個人の意見としては、50統なら50統と

決めて、それ以外は空きがあり次第、順番にまわしていくという方向がよろしいかと思えますけど、あとは皆さんのご意見を賜りたいと思います。以上です。

○柳原議長

今、重信委員から出ましたけど、今回の小型機船底びき網につきましては、5隻と、あと他の小型底びきを含めて47隻、これが前回の更新の時は50隻ということでその範囲に収まっているという説明でございました。

重信委員の意見としては、50隻だったら50隻を1つのベースにして、あと、新たに増えたときは、その範囲内だという考え方ということでよろしいですか。

○重信委員

はい。それと、今回のこの申請について、異議を申し立てているわけじゃないんですよ。さっき言った、県の見解の中で、50隻を超えたらどうするんだっていうのに対しての回答をただけで、個人の意見として私はこう思いますって述べただけのことで、今回の5隻に対しては、どうぞ範囲内ですから許可を与えてくださいというのが個人としての意見です。以上です。

○柳原議長

はい。わかりました。ちょっと内容が二つに分かれたような感じで、少し混乱させましたけども、小型機船底びき網は、今回申請するものについてと、あと、先ほどのある程度の隻数を決めてやったらいいかという部分をちょっと切り離して、後で整理させていただければと思うのですが。

今回の小型機船底びき網漁業の許可、それと機船船びき網漁業の許可、これについて他に意見があれば教えていただければと思います。

先ほどの50隻の範囲内だという意見がございましたので、それはそれで承っておきます。

はい、川畑委員。

○川畑委員

上限が50隻となっていて、この50隻までは許可を出すということで理解しました。

今のところ42だそうですけども、この許可を広げる場合に、各漁業者へ連絡はいつてるんですか、それとも、もう自由に要望を出してくださいということなんですか。

なぜここを尋ねるかという、もしこれに付随して、50を超える要望があったときの優先順位で、結構、県の人たちも困るんじゃないかなろうかと思ひまして、老婆心ながら尋ねてみました。これはもう2隻以上は申込がないということで、よろしいのでしょうか。

○柳原議長

執行部よろしいですか。

○村田技術専門員

月日貝のその貝びきの話でよろしいですか。

○川畑委員

はい。

○村田技術専門員

今回5隻の要望がございまして、要望が上がってきた時点で、他の漁協に対して、今回、委員会がありますから要望はありませんかという照会というのは県としてはしておりません。

○川畑委員

要望があれば、いつもこれでトラブっちゃうんですね。だから少しそこを尋ねてみました。以上です。

○柳原議長

他に何かご意見がありましたらお願いします。

それでは、今回、申請のある小型機船底びき網漁業、それと機船船びき網漁業は、提案されたとおりで、ご意見はございませんか。

それでは、意見もないようですので、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案のとおり、制限措置等の内容を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

それでは異議なしと認めます。

あと、先ほど出てきました許可統数の制限、そのあたりについては、また機会を見て、必要であれば議論するという取り扱いでよろしいでしょうか。

それぞれの漁業実態で色々違うと思うのですが、また、一般的な話になってくるものですから、許可統数をどれぐらいで、また、新規がそれ以上出てきた場合どうするか。

これにつきましては、別途、そういう状況が出てきた場合に、議論させていただければと思うのですが。県としてはどうですかね。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

もし、今思っていることがあったら、参考にさせていただきたいです。ここで取りまとめて、そうしますっていう決定までをするつもりはないですけども、今後、通常ですと前回の許可の更新時点の許可統数に対して上回らない状況にあれば、気持ちよく許可しているんですけども、上回るような状況になったときに、先ほど重信委員が言われるように、共倒れになるような状況があってはならないので、そこはまた慎重に許可すべきだというふうに考えているんですけども、もともと、この貝びきは割と地先での底びきだったと思うんですが、貝がいる場所が限られているようなことで、その漁場に船が集中したときに、トラブルというまではないのかもしれないですけども、色々話が聞こえてきたので、今後、許可が増えるとなると、よりそういうことの懸念というのが高まるというところですね、せっかく議題として新規許可をする際に、この5つを許可したときに47になって前回の更新時の50に迫るっていうような状況なので、皆さんから意見を聞ければということで、お伺いしたところです。

○柳原議長

そういうお話ですので、たくさん許可申請が出た場合の扱いで、先ほど重信委員の意見はございましたけど、そのほか、ご意見がございましたら、また、教えていただければと思うんですけど、どなたか。

はい、迫田委員。

○迫田委員

この月日貝について、つい先日も、ある漁協の組合員が採取した貝を、色々テレビの方で放映されて、今この月日貝の方は非常になんか人気が出ているというような話を伺い、また、自分もテレビを見てですね、昔、私の親父なんかがやっぱり採った経験もあったものですから、やっとな復活したかというような気がしております。

ただ、ちょっと気になるんですが、この操業海域がですね、野間池の真西から、ずっと北に上って、どこからどこまでと線引きはないし、座標じゃありませんけれども、ただ八代海は除くというようなことになっておりますけれども。他の漁協さんの、例えば、共同漁業権、もしくはこの中に入ってまで操業できるのかどうなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○柳原議長

県から説明をお願いします。

○村田技術専門員

はい。共同漁業権内については、他の漁協から他の漁協の共同漁業権に入ることではできません。

同意があれば、同意を得た漁協の中で操業はできるのですが、現在においてそういった形で操業してるのは聞いておりません。

○迫田委員

ただ一番そこが心配なところですね。この西薩海域に9つぐらいの漁協がありますけれども、やっぱり、その操業するに当たっては、隣の漁協さん、あるいは関係のある漁協さんとしっかり共有しながら、トラブルのないように操業していただけたらと、そういう思いで今発言しました。以上です。

○柳原議長

他の漁協の共同漁業権で操業する場合は、共同漁業権の同意が必要と許可証に書かれて、今、条件という形で書かれてくると思います。あと他にご意見ございませんか。許可続数がどんどん増えて、漁業者が元気になればいい話ではあるんですが、資源管理等の関係もございまして。

ですから、一つの基準としては、更新前とか今の実績の比較。あと資源状態の科学的なデータ、資源動向とかその辺りを踏まえて判断される話になるんじゃないかというような気もするのですが。何かほかにも意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは議題1関連としては、これで終わりたいと思います。

あとは、阿久根会長よろしく申し上げます。ご協力ありがとうございました。

(移動)

○阿久根議長

議題1につきましては、速やかなご審議、誠にありがとうございました。

もう決まったので、皆さんに知っておいて欲しいと思うのが、今、私が一番詳しいんですが、許可数が42ありますよね。

昔はほとんどの船が月日貝もしくは餌用のエビを獲るための許可なんですよ。

餌びき並びに月日貝を採るのが主なんですけど、元々うちの漁協だけでも何十隻もいて、船があればみんな持ってるぐらいの許可だったんです。

私は、使っていない許可はできる限り県に返して、それで精査して、やりたい人にスムーズに出せるように、使わない許可は戻せよというようなことなんです。

この月日貝というのは特徴がございまして、一生ずっと同じペースでいるようなものではなくて、魚みたいに獲れたり獲れなかったりというよりももっと極端なんです。

10年ぐらい採れたと思ったら、突然2～3年貝が出なくなると商売にならんぐらいいなくなる。もう壊滅的で、このいなくなった期間が10年ぐらい続いたりするんですよ。

それがある日突然稚貝から始まりまして、ピンポン玉ぐらいのやつが1年でこんな普通の今市販されているのになるんですよ。

貝類というのは一潮一潮大きくなっていくんですよ。

それを獲らなかつたら、10年20年で大きくなるのかと言えば、調べてるかもしれませんが、もう死んでしまつて、そうして輪廻転生を繰り返していくような特性があります。

実は、私も元々この許可を持ってたんですが、親の代からずっと持ってたんですが、ほとんど使わなかつたもんですから、今の船を8年前に作る時に率先して使わない許可は返しますと。

また新たにやる時には、復活してくださいねとその時に県と話をして、自分が持っている許可をできるだけ返納させていただいて、今回、再び許可をいただく運びとなりました。

た。迫田委員からありましたように、ここ何年もずっと珍しく採れてたんですけど、あまり採りすぎると、500円、700円のもの200円とかになる。

すみません、暫時休憩します。

(休憩)

【議題2:八代海の機船船びき網漁業に係る操業区域拡大について(協議)】

○阿久根議長

それでは、審議に入ります。第2号議案は八代海の機船船びき網漁業に係る操業区域拡大についてです。これは協議です。まずは、県の説明を求めます。

○水産振興課(村田技術専門員)

はい。議題2は八代海の機船船びき網漁業に係る操業区域拡大について協議ということでお願ひします。

八代海において県境が確定してない海域における操業区域拡大の要望に係る案件でございまして、本件に関してはこれまで当委員会に報告を行ってきているところです。

今後の対応について、県として検討を行いましたので、対応案についてご協議をお願ひしたいと思います。

まず、資料の1ページなんですけど、これまでの状況ということで、これまでの経緯の振り返りを少しさせていただきたいと思ひます。

八代海における機船船びき網漁業は、平成初期に許可したのが始まりで、その後、東町漁協と北さつま漁協の漁業者が操業。現在は3統6隻が許可を受けております。

操業区域拡大については、平成8年ごろから東町漁協漁業者より要望がございましたが、諸般の事情により要望への対応は見送られてきたところです。

このような中、令和3年に改めて東町漁協漁業者から、操業拡大の要望がございまして、漁業調整係では関係漁協等へのヒアリングを行いまして調整可能と判断しました。

それで、東町漁協、北さつま漁協に対しまして、要望海域で操業している固定式刺し網漁業やごち網漁業など本県知事許可漁業者との調整を進めるよう指導しております。

そうしましたところ、東町漁協と北さつま漁協から要望書が上がってきて、それを受理しております。

要望状況については、令和3年9月海区漁業調整委員会へ報告をしております。

令和4年1月に熊本県とウェブ会議を実施しました。

本県の状況や機船船びき網漁業の操業区域の拡大要望について説明し、本県内の調整は整ったことから、操業区域を変更したいとして協議をしております。

結果については、委員会へ報告を行ったところです。

それで、令和4年7月に熊本県庁にて再協議をしております。

というのが、これまでの経緯でございます。

本県漁業者の要望理由なんですけど、1点目として、東町漁協漁業者の操業範囲は潮流が早くて操業に支障があるということで、年間のうち操業可能な日数が限定的なんだということでシラスが来遊した際は潮流に影響なく操業したいというのが理由でございます。

2点目としまして、後継者対策として安定的な操業、経営環境を整えたいということで、この2つが要望理由となっております。

熊本県の意見ですが、バッチ網の公海、これはいわゆる共同漁業権外の海域なのですが、公海での操業は問題が大きく、操業区域の拡大の対応は厳しい。

それと不知火海域における漁船漁業は現在バランスが取れている状況だと。

1つの漁業だけ枠組みが外れてしまうと海域全体のルールが崩壊してしまうと。

両県の入会を認めた場合、他の漁業も入会になってしまっていて、錯綜した海域が生じ、新たな問題の発生を懸念しているというのが熊本県の意見でございました。

今後の対応に向けた課題の確認ということで、現在の状況や課題を整理しております。

まず、1番目に他漁協との調整です。県内関係漁協より要望書を受理しておりますので、県内の関係漁協との調整は整っている状況です。

また、県内の他地域においては、ごち網漁業、機船船びき網漁業では、調整が整った案件に対しまして、操業区域の拡大を認めております。本件海域での操業区域の拡大という点においては、漁場の拡大を認めない合理的な理由がないと考えているところです。

また、すでに要望海域を操業区域に含む知事許可漁業は、中型まき網漁業、ごち網漁業などがありまして、約170隻が要望海域で操業可能な状況にあります。

2ページをお開きください。次に資源への影響なんですが、熊本県の機船船びき網漁業は八代海で53統が操業を行っております。これに対し、鹿児島県海域は3統のみの操業でありまして、熊本県と比較して資源への漁獲圧は少なく、資源への影響は軽微であると思われまます。

3番目に熊本県への影響です。鹿児島県が操業区域を拡大した場合、熊本県の機船船びき網漁業者の共同漁業権外での操業要望や、鹿児島県の主張する海域での操業要望等が懸念されるということで、熊本県の懸念については、一定の配慮が必要であり、操業区域の拡大により何らかの問題が生じた際は、現状に戻す仕組みが必要です。

また、熊本県との県境問題を包括している海域であることを十分に踏まえた対応が必要であると考えております。

以上を踏まえまして、下記の案のとおり対応したいと考えております。

対応案としましては、要望海域において期間を定めて試験的に操業を認め、水面の総合利用を図る上で必要となる課題について確認するというので、試験期間としましては1年間、1年ごとに区切って課題を確認したいと考えております。

操業区域につきましては、現在、東町漁協の区域の操業区域に、下線で引いておりますように「及びその沖合」として追記する形で、表記を考えているところです。

これは、その海域を特定しない形になっておりまして、熊本県への配慮ということも考えたところです。

その他の①ですが、試験期間においては、操業位置や漁獲量、操業場所周辺での他漁業の操業状況を記した操業日誌の記載・報告を義務づけて、四半期毎に漁協が県へ報告するという形をとりたいと考えております。

その他の②について、試験開始後、熊本県とのトラブルが生じた場合は、要望海域での操業を自粛、また、試験期間終了後の期間延長等の取扱いについては、状況を総合的に考慮して判断したいと考えております。以上が県としての対応案となります。

今回、当委員会にて案が了承されましたら、我々の方で熊本県へ説明に赴きたいと考えておりますが、県境問題が絡む海域なので、この点を踏まえまして、ご協議をお願いしたいと思います。説明は以上です。

○阿久根議長

はい。ただいま、県からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見ご質問等ございませんか。

ございませんか。

特に、ご意見、ご質問がないようですので、議題2の八代海の機船船びき網漁業に係る操業区域拡大について、原案のとおり取り扱うことに決定してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように取り扱うことに決定いたします。

【議題3:くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(協議)】

○阿久根議長

続きまして、議題3は、くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。これは報告事項です。

執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課(加治屋技術専門員)

はい。漁業監理係の加治屋です。

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてご説明いたします。

くろまぐろの大型魚について、漁獲量の超過があったので、そちらの報告になります。

まず、経緯です。定置漁業のくろまぐろ大型魚の管理区分と言いますのは、漁獲量が規定された数量に達したことから、6月以降、採捕停止となっています。

今般、こちらの管理区分でこれまでに放流したくろまぐろのうち、800キロが死亡個体だったということが判明いたしました。

死亡個体につきましては、数量報告の対象となっております。

こちらの定置漁業の方の管理区分は、現時点で約1トンの数量超過という状態になっております。

この件に関しまして、水産庁に報告しております。

対応方法についても相談しましたところ、他の都道府県等との融通又は大型魚と小型魚の交換のことを大小交換と言っておりますけれども、そういった措置によっては是正すべきという助言をいただいております。

今後の対応案でございます。

小型魚の漁獲可能量1トン、これを抛出して、他の都道府県の大型魚の漁獲可能量1トンを譲り受ける、いわゆる大小交換を行いたいというふうに考えてございます。

交換の原資としましては、県が留保している小型魚の漁獲可能量の1.4トンでございます。これを原資としまして、1トンを抛出する措置をとりたいと考えております。

こちらの措置を行った場合、現行の管理区分の漁獲可能量を変更しないでも交換することが可能ということになります。

他の都道府県との大小交換の時期につきましては、本県3海区の漁業調整委員会に説明を行った後、速やかに行いたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりました。ご意見、ご質問ございますか。

それでは、議題3は報告事項ですので、ここまでとします。

【議題4:漁業法第90条に基づく資源管理状況等について】

○阿久根議長

続きまして、議題4は、漁業法第90条に基づく資源管理状況等についてです。これも報告事項です。執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課(村田技術専門員)

はい。資料の4です。資料の4の1ページお開きください。

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告についてということで、資源管理の状

況等の報告ですが、これは漁業法の第90条に記載してございまして、漁業権者は、1年に1回以上当該漁業の活用状況等を知事に報告しなければならない。

また、知事は海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項について報告をするということでのご報告でございます。

報告の内容ですが、資料に書いてございまして、漁業権の内容である漁業における資源管理の状況ですとか、漁場の活用状況、それと操業日数、漁獲量、行使権者の数といったものが報告の内容となっております。

今回、報告を求めた内容は、県内全ての漁業権者に対しまして、令和3年度の報告を求めて、回答をいただいたところです。

様式については3ページをお開きください。3ページ以降共同漁業権・区画漁業権の様式を載せておりますが、3ページの共同漁業権の様式でいきますと、漁協さんの方で漁業権番号ですとか、漁協の名前、行使者数、それと資源管理の状況等、漁業権行使規則の取組実績ということで、行使規則とか関係法令の遵守状況について報告をしていただくということと共同漁業権内の資源、維持、増殖等のために実施している取組については、種苗の放流ですとか、藻場造成をしていけば、それについてご報告いただく。その他の取組については、密漁監視とか、子供たちへの出前授業とか、そういったものをされているのであればそういったことを報告していただくというような内容になっております。

2の漁場の活用状況なんですけど、第1種、第2種、第3種共同漁業権について、それぞれ記載していただいております。

漁業の名称、行使権者の数、当該年における行使権実行者数、その延べ操業日数、漁獲量、漁獲金額というような形でご報告をいただいております。

報告していただいた結果については、8ページをお開きください。8ページ以降に、取りまとめ結果を記載しております。

それぞれの漁協から色々ご報告いただいているんですが、委員会に報告するというところで、このような形の取りまとめ版で報告させていただきます。

例えば、東町漁協については、漁業権の番号が1番ですと、組合員数が364名で、行使規則の取組に基づく実績は丸ということで、実績がありますということで、こういった取組をするかというところで1番から5番のうち、1と4について取り組んでいます。

漁場の活用状況については、活用していますということと、漁獲量及び金額についても報告書に記載があるんですが、細々と書くと行数も多くなりますので、記載があればアという形で書いております。

以下、各漁協については、表のとおりとなっております。

区画漁業権についても概ね同様の状況ですので、後程お目通しいただければと思います。説明については以上です。

○阿久根議長

ただいま、執行部より説明がございましたが、委員の皆様方からご意見ご質問等ございますか。

ありますか。何も無いようですので、この報告事項はここまでとします。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かございますか。

それでは事務局から何かありますか。

○水産振興課（加治屋技術専門員）

よろしいでしょうか。資料の中で、1番最後に1枚紙がございます。

これについても説明させていただきたいと存じます。

まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用についてということでございます。

まず、経緯ですが、まあじ、まいわし、さば類につきましては、国の留保枠というものがありますけれども、その配分方法について、資源管理基本方針に定められています。

3つの規定がございます。1つ目ですけれども、大臣が必要と認める場合に水産政策審議会に諮問して配分する方法。

2つ目が、漁獲可能量がTACの75パーセントに達した場合に、算定方法により機械的に配分する方法で、3つ目が、関係県と大臣許可漁業団体で、関係者みんなで協議しまして、合意した場合に合意した数量を配分する方法という3つのルールがございます。

この関係県といいますのは、数量配分を受けている県ということでございます。令和4年8月23日に関係県と団体と協議しまして、鹿児島県のまあじについて、2,000トンの追加配分を受けるということで合意をいたしております。

8月29日付けで、国に対して合意が得られた2,000トンを追加配分して欲しい旨の要請を行いました。

その後の対応ということで、県の資源管理方針の規定に基づきまして、追加を受けた2,000トンを下の表のとおり配分しまして、令和4年9月16日付けの鹿児島県公報に告示したところでございます。

表の中をご説明いたしますと、鹿児島県まき網漁業、鹿児島県その他の漁業、あと留保枠という区分がございますけれども、まき網漁業の方が変更前1,910トンでした。

こちらの方に2,000トンから1,000トン追加いたしまして、2,910トンになってございます。

その他の漁業につきましては、現行水準ということで、目安として1,190トンでしたけれども、追加分の目安として800トンを追加しまして、1,990トンというふうになってございます。

留保枠ということで、県の資源管理方針の中に1割を設定できるということで、2,000トンのうちの1割である200トン留保枠として設定したということでございます。

参考として、県資源管理方針の抜粋ということで、下の方に農林水産大臣から追加があった場合の配分方法として、当該管理年度当初の漁獲可能量を配分した比率で按分して配分しますということが規定してございますので、付記してございます。

説明は以上です。

【閉会】

○阿久根議長

いいですか。これは補足だと思います。では、もう県からもないようですので、私からは以上です。今日も色々ありがとうございました。では事務局どうぞ。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。それでは本日の委員会を終了いたします。お気を付けてお戻りください。

議事録署名者

会長



委員



委員

